

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針、目的とし、そのために社内の組織・制度・決議機関を整備充実させるべく取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西脇健司	2,579,776	20.39
西脇昌司	2,210,112	17.46
有限会社ケン・アンド・ティー・ニシワキ	599,385	4.73
ジーンズメイト従業員持株会	230,565	1.82
西脇大輔	186,840	1.47
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ASG (FE-AC)	180,393	1.42
西脇隆	172,640	1.36
日本証券金融株式会社	101,800	0.80
野村證券株式会社	85,546	0.67
株式会社SBI証券	82,400	0.65

支配株主(親会社を除く)の有無	西脇健司、西脇昌司
-----------------	-----------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社相談役の西脇健司及び当社取締役会長の西脇昌司は、当社支配株主に該当します。
当社では、支配株主と取引を行なう場合には、当社と関係のない一般取引先とほぼ同等の条件によることとし、重要性のある取引については取締役会等において、その取引の妥当性を検討し、少数株主に不利益を与えることのないように努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大塚隆平	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大塚隆平	○	一般株主と利益相反の生ずるおそれのないものと判断し、独立役員に指名しております。	長年にわたり住金物産株式会社(現、日鉄住金物産株式会社)の取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴いただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、監査役会において、必要に応じて情報交換を行うことで相互連携を図り、コーポレート・ガバナンスの向上に寄与しております。

監査役会は、社外監査役2名(うち女性1名)と常勤監査役1名の合計3名で構成し、監査役会で定めた監査の方針及び監査計画に従って監査活動を実施し、取締役の職務遂行の確認並びに意見・情報交換を行っております。また、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名を選任しております。

内部監査室は1名で構成され、監査役会との連携を図りながら、定められた監査方針に基づき社内監査を実施し、不正等の未然防止に努め、代表取締役等への報告を行っております。

内部統制システムといたしましては、内部監査室が中心となり、内部管理体制の適切性や有効性、業務執行の状況について監査を実施し、適宜、取締役会等へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加納治夫	税理士													
林原菜穂子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加納治夫	○	一般株主と利益相反の生ずるおそれのないものと判断し、独立役員に指名しております。	税理士としての財務および会計に関する専門的な知見を有しており、これらの専門的な知見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため。
林原菜穂子	○	一般株主と利益相反の生ずるおそれのないものと判断し、独立役員に指名しております。	弁護士として培われた専門的な知識、経験等を有しており、これらの専門的な知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点では取締役へのインセンティブ付与に関する施策に該当するものではありません。今後も状況等を見極めながら当社に合った制度を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬総額:44百万円(平成27年2月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、経営環境や他社水準、従業員給与との均衡を考慮の上、各取締役の職位や経営能力、功績などに応じ、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内にて、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役、社内監査役による監査機能が十分に発揮されるためのサポート体制として、内部監査室(専任者1名)を設置しており、社外監査役に対し、随時情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成されております。取締役の任期は定款で1年と定めております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会とその他必要に応じて開催しており、職責の異なる取締役によって、相互に職務執行状況及び進捗の確認を行うことで、的確な経営判断、意思決定を行っております。

また、業務執行機能を高め経営の迅速化及び効率化を図り、組織運営の活性化を推進することを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会に出席しており、取締役会と執行役員が密接に連携し、経営課題や重要事項に対し意思決定と執行をすることで、戦略機能の強化を推し進めております。

さらに、経営に関する方針を検討する機関として経営会議を週1回開催するとともに、実務的な課題に対応するため各種専門部会を適宜開催しております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の意思決定等を行う取締役会に対する監督・監査を、当社と利害関係のない独立した立場である社外監査役2名(うち女性1名)を含む監査役3名および社外取締役1名の合計4名で実施することで、外部からの監視機能は整っているものと判断し、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	多くの株主様にご出席いただけるよう、株主総会の会場を利便性の高い「東京証券取引所」で開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	東京証券取引所への開示と同時に、弊社ホームページへも掲載し、タイムリーディスクロージャーに努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しましては、経営管理部 経営企画課が担当しております。	
その他	機関投資家やアナリスト等とのワンオンワンミーティングを中心に活動しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	月次の売上高前年比速報などのタイムリーディスクロージャーを徹底することで、ステークホルダーに対する情報提供に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、その後の状況変化等を踏まえ、基本方針の見直しを行い平成27年5月11日の取締役会にて以下の通り決議しております。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 内部統制システムの一環として社長直轄の内部監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務執行の有効性等についての監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う。

2. 経営の透明性とコンプライアンス経営および法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとっている。

3. 会社規則の制定および運用状況の検証を行う。

4. 平成19年2月21日制定の当社コンプライアンス規程第7条第3項に基づき、暴力団等の反社会的活動、暴力、不当な要求をする人物および団体に対しては警察、顧問弁護士とも連携の上、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書管理規程に従い適切に保存・管理する。

2. 情報の不正使用および漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ施策を推進する。

3. 個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施および管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理をはじめとするセキュリティ体制を確立する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理については、危機管理規程、防災マニュアルを定めるとともに、各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う。

2. 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

2. 「迅速かつ的確な経営および執行判断」を補完する機関として、本社課長職以上を構成員とする経営会議を週1回定例開催し、経営課題の検討および報告をする。

3. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査役補助者を任命する。

(6) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとする。これらの者の異動、懲戒については監査役会の同意を得るものとする。

2. 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役および従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。

2. 取締役および従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

3. 「内部通報処理規程」等の社内規程に基づき、通報者に対し、当該通報したことを理由として不利益な取り扱いを行わないこととする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、社内において実施される会議に参加できる。

2. 監査役と代表取締役との間に、定期的な意見交換会を設定する。

3. 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成19年2月21日制定の当社コンプライアンス規程第7条3項に基づき、暴力団・総会屋等の反社会的活動、暴力、不当な要求をする人物および団体に対しては、警察、顧問弁護士とも連携の上、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。この方針につきましては、平成20年3月28日の取締役会において、当社「内部統制システム構築の基本方針」へ追加する旨の改訂を決議しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

今後の当社を取り巻く状況、法制度、判例の進展等を勘案し、引き続き検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

